

平成29年
8月から

70歳以上の皆さんへ 高額療養費の上限額

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮したうえで、高額療養費の算定基準額が見直されることになりました。

そのため、8月から70歳以上の皆さんの高額療養費の上限額が変わります。



高額療養費制度とは

1カ月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。

医療機関では提示された「高齢受給者証」と「限度額適用・標準負担額適用認定証」を確認して、窓口での支払いを限度額までとすることになります。医療費が高額になる場合、あらかじめ国保担当窓口で認定証の該当有無を確認し、該当世帯であれば認定証の交付を受け、医療機関に提示するようにしてください。

○70歳以上の人の上限額（月額・年額）

どの適用区分に該当するかは、高齢受給者証または限度額適用・標準負担額減額認定証で確認できます。

○自己負担限度額(月額)

平成29年7月まで（月額）				
所得区分	外 来 (個人単位)	外来＋入院（世帯単位）		高額介護合算療養費 (年額)
		3回目まで	4回目以降	
現役所得並者※1	44,400円	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%		67万円
一般※2	12,000円	44,400円	44,400円	56万円
低所得者Ⅱ※3	8,000円	24,600円	24,600円	31万円
低所得者Ⅲ		15,000円	15,000円	19万円



平成29年8月の診療から（月額）				
所得区分	外 来 (個人単位)	外来＋入院（世帯単位）		高額介護合算療養費 (年額)
		3回目まで	4回目以降	
現役所得並者※1	57,600円	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%		67万円
一般※2	14,000円/月 144,000円/年	57,600円	44,400円	56万円
低所得者Ⅱ※3	8,000円	24,600円	24,600円	31万円
低所得者Ⅲ		15,000円	15,000円	19万円

※1 住民税課税所得が145万円未満の人（収入の合計額が520万円未満〈1人世帯の場合は383万円未満〉の場合と基礎控除後の総所得金額などの合計額が210万円以下の場合を含む）

※2 低所得Ⅱとは、世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人

※3 低所得Ⅲとは、世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費などを控除したときに0円になる人